

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 26 年 2 月 13 日
【会社名】	株式会社アシックス
【英訳名】	ASICS Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 尾山 基
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1
【電話番号】	078 (303) 2213
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 加藤 勲
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1
【電話番号】	078 (303) 2213
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 加藤 勲
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年2月13日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社アシックス2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

(i) 発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額 1,000万円）

(ii) 発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の103.0%

(iii) 発行価額（払込金額）の総額

301億5,000万円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の払込金額合計額を合計した額

(iv) 券面額の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(v) 利率

本社債には利息は付さない。

(vi) 償還期限

2019年3月1日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

(vii) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(ix)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(viii) 本新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記ハ記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（下記(x i)(2)に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2014年3月17日から2019年2月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年2月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社による本新株予約権付社債の取得の場合、本新株予約権付社債の要項に従い、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(x i) 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2018年11月30日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(2)において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日（但し、2018年10月1日に開始する四半期に関しては、2018年11月29日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

② 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(x)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

なお、一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

(x ii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(x iii) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(x iv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

ハ 発行方法

Nomura International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。

ニ 引受人の名称

Nomura International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

Morgan Stanley & Co. International plc（共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社）

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(i) 手取金の総額

(1) 払込総額

301億5,000万円

(2) 発行諸費用の概算額

1億1,000万円

(3) 差引手取概算額

300億4,000万円

(ii) 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、以下に充当することを予定している。

① 米州、欧州、日本、東アジア、オセアニア、東南アジアにおける直営店舗の拡大に向けた出店資金として2017年3月までに約150億円。

- ② 世界本社機能における研究開発の強化のため、スポーツ工学研究所の増改築資金として2015年3月までに約17億円、デザイン開発の強化のための人員増加に対応するため、本社ビル隣地の購入及び新館の建設資金として2016年3月までに約33億円。
- ③ 世界本社機能の強化及びグローバルな事業展開の支援のための基幹システム開発投資資金として2017年3月までに約40億円。
- ④ 米国ミシシッピ州の物流センターの拡大のための設備投資資金として2017年3月までに約20億円。
- ⑤ 有利子負債の返済資金として40億円（2016年3月に償還期限が到来する第7回無担保社債50億円、第8回無担保社債30億円及び第9回無担保社債30億円の合計110億円の内40億円）。

ト 新規発行年月日

2014年3月3日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 平成26年1月31日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 199,962,991株

資本金の額 23,972,000,000円

(注) 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成26年1月31日現在の数字を記載している。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以 上